

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第 2 1 回特定個人情報保護評価専門部会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時		令和 7 年 3 月 1 8 日 (火) 午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 3 0 分		
開催場所		会議室棟 2 階第 3 会議室		
出席者	委 員	3 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 4 人 (区政推進課担当課長、国保年金課総括副主幹 4 名、同主査 2 名、同主任、同主事 4 名、D X 推進課主任、同主事)		
	事務局	3 人 (情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主任)		
公開の可否		☐ 可 ☒ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、非公開。		
議 題		1 諮問事案に係る調査審議について (1) 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価について (2) 国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について (3) 国民年金事務に関する特定個人情報保護評価について 2 その他		

議 事 の 要 旨

1 諮問事案に係る調査審議について

(1) 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価について

実施機関である区政推進課及びD X推進課から、資料に基づいて説明の後、質疑応答が行われた。

(松浦委員) 評価の実施時期について、ガバメントクラウドへ移行するためのシステムの構築時期の予定はどうか。

(D X推進課) スケジュールについては問題なく進んでおり、現在はシステム開発と構築の段階であり、各事業者が行っている。詳細設計については、業務所管課と詰めている状況である。今後、ガバメントクラウドへの移行テストや運用テストを行う予定である。

(松浦委員) 実施計画書のP 8の評価作業スケジュールについて、後ろ倒しになるという認識でよいか。

(区政推進課)

そのとおりである。パブリックコメントによる意見募集は令和7年4月15日から1か月間を予定している。

(齋藤部会長)

スケジュールは後ろ倒しになるとのことだが、パブリックコメントによる意見募集期間は30日以上することや住民の意見を求める方法についてもこれまでと変更ないか。

(区政推進課)

そのとおりである。市で定めているパブリックコメント手続きの手引きのとおり、ホームページや広報での掲載と各窓口に資料を配架する。

(慎委員) 住基ネットはガバメントクラウドへ移行するか。

(D X推進課) 住基ネットは国のシステムであり、システム標準化後もガバメントクラウドへは移行せずに、現行の体制のままである。

(慎委員) 住基ネットとガバメントクラウドで同じ情報がそれぞれのシステムに残るのか。

(D X推進課) そのとおりである。本市が構築する住民基本台帳システムは、ガバメントクラウド内に構築するが、住基ネットや中間サーバーについてはガバメントクラウド内に構築されているものではない。また、住基ネットや中間サーバーについては市が管理するシステムではなく、そのシステムに情報を送りこんでいるイメージである。そのため、データがそれぞれのシステムに点在することとなる。

(慎委員) メインとして運用するシステムはガバメントクラウド内の住民基本台帳システムか。

(D X推進課) そのとおりである。

(慎委員) 同じ情報が、住基ネット、中間サーバー、ガバメントクラウドに存在し、各システムの連携やセキュリティが大丈夫かと思う部分もあるが、ガバメントクラウドへの移行は国の方針のため、仕方ない部分もある。職員にとって効率的で便利なシステムになればいいと思う。

(D X推進課) 各システムの連携については、ガバメントクラウド内の住民基本台帳システムが更新されると、中間サーバーを経由し、住基ネットに送られ、連携となる。メインで運用するシステムは、ガバメントクラウド内の住民基本台帳システムである。

(慎委員) 全項目評価書のP 3 6の「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」の「運用における措置」で担当者によるチェックを実施するとあるが、これは、データ更新の際などで、2名などでダブルチェックするということか。

(区政推進課) そのとおりである。入力者と確認者でダブルチェックを行っている。

(慎委員) 同ページの「リスクに対する措置の内容」の「運用における措置」でシュレッダーにより裁断するとあるが、こちらもダブルチェックを行っているのか。

(区政推進課) 直ちにシュレッダーで裁断することではなく、施錠されたキャビネットで一定期間保管し、申請者からの問い合わせなど、手続きがすべて完了後にダブルチェックを行い、裁断し処分している。

(齋藤部会長) 保管期間の定めはあるか。

(区政推進課) 定めはないが、概ね2週間ほどである。

(齋藤部会長) これまでその運用で問題はあったか。

(区政推進課) 特に問題はなかった。

(齋藤部会長) 点検報告書で、公表しない部分を明示するという確認項目があるのだが、作成された評価書で公表しない部分はあるか。

(区政推進課) 公表しない部分はない。

[実施機関退出後]

(齋藤部会長) 公表しない部分が実施機関によればないとのことだったので、「該当なし」に変更する。パブリックコメントはこれから行うため、その内容は2次点検で確認する。

(2) 国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について

実施機関である国保年金課及びD X推進課から、資料に基づいて説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤部会長) 点検報告書で、公表しない部分を明示するという確認項目があり、

作成された評価書で公表しない部分はあるか。

(国保年金課) 公表しない部分はない。

(松浦委員) 適切な時期における評価の実施について、念のためシステムの導入時期や実施時期について確認したい。

(D X推進課) 令和8年1月の稼働に向けて標準化の対象となっている他の業務を含めて開発途中の段階である。

(齋藤部会長) パブリックコメントによる意見募集期間は30日以上とすることで間違いないか。

(国保年金課) そのとおりである。

(松浦委員) 全項目評価書のP50の「具体的な方法」の記載の最後が途切れているため、公表用では全てが表示されるよう印刷をお願いします。

(国保年金課) 承知した。

(慎委員) 主な変更点は、現在の業務の変更というよりも、標準化によるシステムの変更による再構築というイメージか。またベンダーの変更はあるか。

(D X推進課) そのとおりである。これまでは共通基盤システムで各業務の情報を一元的に管理していたが、そこが解体し、ガバメントクラウドへ移行するものである。ベンダーの変更はない。

(慎委員) 全項目評価書のP9の図ではガバメントクラウドはどの部分になるか。

(D X推進課) 図②の国民健康保険システムがガバメントクラウドへ移行となる。

(齋藤部会長) これまでベンダーにあったデータがガバメントクラウドへ移行するという認識でよいか。

(D X推進課) そのとおりである。

(齋藤部会長) 窓口での業務の運用などは特に変更はないか。

(国保年金課) 特にない。

(慎委員) セキュリティの部分についての変更はどうか。

(D X推進課) 特に大きな変更はない。ガバメントクラウドへ移行した際は、ガバメントクラウド運用管理補助者という仕組みがあり、その事業者がシステムのリスクなどを管理していく。

(慎委員) システムの委託先についても特に変更はないか。

(D X推進課) そのとおりである。

(齋藤部会長) データをガバメントクラウドへ移行する際のリスクさえなければ、これまでの運用と特に変わらないということか。

(D X推進課) そのとおりである。

(慎委員) 中間サーバーとガバメントクラウドの両方のシステムにデータは残るのか。

(D X推進課) そのとおりである。

(慎委員) 共通基盤システムから中間サーバーへの変更について、セキュリティ上の変更や運用面での変更はあるか。

(国保年金課) 特にない。

(3) 国民年金事務に関する特定個人情報保護評価について

実施機関である国保年金課及びD X推進課から、資料に基づいて説明の後、質疑応答が行われた。

(慎委員) システムの運用などで変更はあるか。

(国保年金課) 特にない。

(慎委員) ガバメントクラウド内の国民年金システムからの情報がベースになり、必要な情報を用いて運用する認識でよいか。

(D X推進課) そのとおりである。

(慎委員) それに伴い、業務の運用面での変更はないのか。

(国保年金課) 同じベンダーのままシステムを移行するため、システムの画面や手順など、なるべく変更が少なく、これまでと同じ手順で業務ができるように進めている。

(慎委員) システムの操作や手順の変更があまりないと、ミスも起こりにくいと思う。

(齋藤部会長) 以前の点検報告書には「システムの画面が適切か」などの項目もあったが、途中でシステムの画面コピーを添付できなくなったなどの事情があり、その項目はなくなったが、新システムでの誤入力や誤操作がないようにベンダーが配慮して進めているなら安心かなと思う。

(齋藤部会長) 評価書で公表しない部分はあるか。

(国保年金課) 公表しない部分はない。

(齋藤部会長) 事務局へ要望だが、点検報告書の「適切な公表範囲の決定」の「公表しない部分を明示する」項目については、事前に公表しない部分がないと分かっている場合は、「該当なし」としてほしい。

(事務局) 承知した。

(松浦委員) 適切な時期における評価の実施については、先ほどの国民健康保険事務と同様か。

(国保年金課) そのとおりである。

(齋藤部会長) パブリックコメントの方法についても変更はないか。

(国保年金課) 変更はない。

(齋藤部会長) 評価書については、ガバメントクラウドのための変更ということがよくわかった。システムの移行で、誤操作がないような画面設計がされており、書類の扱いも適切に行えば、問題はないと思う。

(慎委員) 庁内システムの変更であっても、全体的な運用が変わらなければ、特に問題はないと思う。

[実施機関退出後]

(事務局) パブリックコメントの終了後、２次点検が必要となるが、どのように行うか。

(齋藤部会長) パブリックコメントで意見が出されなければ、２次点検は、メールで書面をやり取りすることで足りると考えている。

(事務局) 承知した。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
 特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿
 (令和7年3月18日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	部会長
2	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科教授	出席	副部会長
3	松浦 薫	弁護士	出席	